江差町事業継続支援緊急給付金交付要綱

令和３年６月１７日
江差町告示第５２号

（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による消費の落ち込み等により売上が大幅に減少し、経営の安定に支障が生じている中にあっても、感染拡大の防止に取り組みながら、前向きに事業を継続する中小企業者に対し、緊急支援として予算の範囲内で給付金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者に該当する事業者をいう。

（交付対象者）

第３条　給付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和３年４月１日において、江差町内において事業活動を行っている中小企業者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 日本標準産業分類（平成２５年総務省告示第４０５号）に定める業種のうち別表第１に掲げる業種を営んでいること。

(2) 江差町内に事務所または事業所を有すること。（ただし、法人（製造業または運輸業、郵便業を営む事業者を除く）については、江差町内に本店所在地の登記を行っている場合に限るものとする。）

(3) 法人にあっては直近の２事業年度のうち事業収入の額が大きい事業年度（以下「基準事業年度」という。）、個人事業主にあっては令和元年（平成３１年１月から令和元年１２月までをいう。以下同じ。）または令和２年のいずれか事業収入の額が大きい年（以下「基準年」という。）の事業収入（以下「基準事業収入」という。）が６０万円以上であること。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和３年３月から９月までの任意に選択した連続する三か月（以下「対象期間」という。）の事業収入が前年または前々年の同期の事業収入と比較して１０パーセント以上減少していること。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するための取組を行っていること。

(6) 給付金の交付を受けた後も江差町内において事業活動を継続する意思があること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する中小企業者は、交付対象者としない。

(1) 地方公共団体からの出資を受けている、または、地方公共団体からの出資割合が５０パーセント以上の法人から出資を受けている。

(2) 代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

(3) 暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営

に実質的に関与していると認められる。

(4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしたと認められる。

(5) 事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、または関与していると認められる。

(6) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

（基準事業収入に関する規定の特例）

第４条　前条第１項第３号の規定にかかわらず、令和２年中に開業した個人事業主、または、令和２年中に法人設立し、法人設立からの期間が１年に満たない法人にあっては、事業収入の額を開業または法人設立した日の属する月（以下「開業月」という。）から令和２年１２月までの月数で除し、１２を乗じて得た額を基準事業収入とみなすものとする。

２　令和３年１月以降に開業または法人設立した事業者については、前条第１項第３号の規定については適用しないものとする。

（事業収入の減少に関する規定の特例）

第５条　第３条第１項第４号の規定は、令和２年６月以降に開業または法人設立し、対象期間の事業収入を前年または前々年の同期の事業収入と比較することができない場合は、開業月の事業収入に３を乗じて得た額との比較により事業収入の減少率を算定し適用するものとする。

２　個人事業主で白色申告を行っているなどの場合においては、第３条第１項第４号に規定する前年または前々年の同期の事業収入に替え、基準年の月平均の事業収入に３を乗じて得た額を用いて事業収入の減少率を算定することができるものとする。

（給付金の額等）

第６条　給付金の額は、１の交付対象者あたり、交付対象者の区分に応じて、次の表のとおりとする。

交付対象者の区分	給付金の額
令和３年１月以降に開業または法人設立した事業者	１０万円
基準事業収入が６０万円以上１８０万円未満の事業者	１０万円
基準事業収入が１８０万円以上の事業者	２０万円

２　給付金の交付は、１の交付対象者につき１回限りとする。

（給付金の交付申請）

第７条　給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和３年１１月３０日までに、江差町事業継続支援緊急給付金交付申請書（様式第１号）及び誓約書（様式第２号）に別表第２に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（交付の可否の決定）

第８条　町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の交付の可否を決定するものとする。

２　町長は、前項の規定により給付金の交付を決定したときは、江差町事業継続支援緊急給付金交付決定通知書（様式第３号）により、不交付を決定したときは、江差町事業継続支援緊急給付金不交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（給付金の交付）

第９条　町長は、前条第２項の規定により給付金の交付の決定をしたときは、申請者に対して給付金を交付するものとする。

（給付金の返還）

第１０条　町長は、給付金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けたと認められるときは、交付した給付金の返還を求めるものとする。

（証拠書類の保存）

第１１条　給付金の交付を受けた者は、本給付金の交付に係る書類等を整備し、給付金交付の日の属する会計年度の終了から５年間保管しなければならない。

２　給付金の交付を受けた者は、町長から前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

１　この告示は、令和３年６月２３日から施行する。

２　江差町事業継続支援緊急給付金交付要綱（令和２年江差町告示第４４号）は、廃止する。

３　この告示は、令和４年３月３１日限り、その効力を失う。

別表第１（第３条関係）

大分類	中分類	備考
Ｅ　製造業	すべての中分類	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、社会通念上公序良俗に反する営業、宗教活動または政治活動を主たる目的とする営業、その他町長が適当でないと認める営業を除く
Ｈ　運輸業、郵便業	すべての中分類	
Ｉ　卸売業、小売業	すべての中分類	
Ｍ　宿泊業、飲食サービス業	すべての中分類	
Ｎ　生活関連サービス業、娯楽業	すべての中分類	
Ｒ　サービス業（他に分類されないもの）	中分類 88　廃棄物処理業 中分類 89　自動車整備業	

	中分類 90　機械等修理業 中分類 91　職業紹介・労働者派遣業 中分類 92　その他の事業サービス業	

別表第２（第７条関係）

区分	書類等	内容
法人	確定申告書類（基準事業年度分及び対象期間と比較する期間（前年または前々年の同期）の属する事業年度分）	・確定申告書別表一の控え（写し） ・法人事業概況説明書の控え（おもて面、裏面）（写し）
	対象期間の事業収入が確認できる書類	・対象期間の売上台帳等（写し）
	給付金の振込先口座が確認できる書類	・振込先口座の通帳（法人名義のもの）（写し）
個人事業主	確定申告書類（基準年分）	［青色申告を行っている場合］ ・確定申告書第一表の控え（写し） ・所得税青色申告決算書の控え（写し）
		［白色申告を行っている場合］ ・確定申告書第一表の控え（写し）
	対象期間及び対象期間と比較する期間（前年または前々年の同期）の事業収入が確認できる書類	・対象期間及び対象期間と比較する期間（前年または前々年の同期）の売上台帳等（写し）
	給付金の振込先口座が確認できる書類	・振込先口座の通帳（個人名義、店舗や事業所名義のもの）（写し）

備考

１　令和２年以降に開業または法人設立し、事業年度が終了していない、または、新型コロナウイルス感染症の影響により確定申告が完了していない事業者にあっては、確定申告書類に替えて、令和２年の各月の事業収入が確認できる書類（売上台帳等）を添付する。

２　第５条第１項の規定を適用する場合で、令和３年１月以降に開業または法人設立した事業者にあっては、確定申告書類に替え、開業月の事業収入が確認できる書類（売上台帳等）を添付する。

３　個人事業主にあっては、第５条第２項の規定を適用する場合は、対象期間と比較する期間（前年または前々年の同期）の事業収入が確認できる書類については、省略することができる。

様式第１号（第７条関係）

江差町事業継続支援緊急給付金交付申請書

令和　３年　　月　　日

江差町長　様

（申請者）

事業者種別	□　法人　　□　個人事業主
業種	（大分類）
	（中分類）
住所又は所在地	
法人名又は屋号・店舗名	
代表者氏名	㊞
連絡先電話番号	
連絡担当者	

江差町事業継続支援緊急給付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　給付金交付申請額　　円

２　給付金振込先口座

金融機関名		店名
銀行 信用金庫		本店 支店
種別	口座番号	（フリガナ） 口座名義
１　普通 ２　当座		

（裏面に続きます）

［交付要件申告欄］

１　基準事業収入（令和３年１月以降に開業（法人設立）した場合は記載不要）

基準事業収入 （　　年　　月～　　年　　月）
円

基準事業収入が60万円以上の場合は　２へ

令和２年に開業又は法人設立した事業者で年間事業収入が 60 万円未満の場合

［第４条第１項関係］

開業（法人設立）年月：　　年　　月

令和２年の事業収入	開業後月数(※1)		開業特例年間事業収入(※2)
円	÷	× 12	＝　　円

※１　開業後月数は開業月を含む月数を記載

※２　開業特例年間事業収入は円単位未満を切捨てして記載

２　事業収入の減少率

A　対象期間の事業収入 （令和３年　　月～　　月）	B　前年または前々年同期の事業収入(※3) （　　年　　月～　　月）	C　減少率（※4） （１－(A／B))×１００
円	円	．　％

※３　B前年または前々年同期の事業収入は、令和２年６月以降に開業（法人設立）し、事業収入を前年または前々年同期と比較することができない場合は、開業月の事業収入×３を記載　*［第５条第１項関係］*

※４　C減少率は小数点以下第一位未満を切り捨てして記載

基準年の事業収入が確認できない場合の算定　*［第５条第２項関係］*

基準年の事業収入 （　　年　　月～　　年　　月）		B’　みなしの前年または前々年の同期の事業収入 （上記Bに転記）
円	÷12×3	円

［交付要件確認欄］（専門家記載欄）

上記申告内容について、相違ないことを証明します。

【　□商工会　□税理士（法人含む）　□公認会計士（法人含む）　□その他（　　）　】

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

様式第２号（第７条関係）

誓約書

江差町事業継続支援緊急給付金の申請に関して、次のとおり誓約します。

１　申請書類の内容は全て事実です。虚偽が判明した場合又は申請要件に該当しない状況となった場合は、給付金の返還に応じます。
２　新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減する取組を実施しています。
３　給付金の交付を受けた後も、引き続き、江差町内で事業活動を継続します。
４　申請者は、次の（１）～（５）のいずれにも該当しません。
（１）事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
（３）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。
（４）事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる。
（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

令和　　年　　月　　日

江差町長　様

住所・所在地

法人名又は
屋号・店舗名

代表者名　　㊞

様式第３号（第８条関係）

令和　　年　　月　　日

様

江差町長　照井　誉之介

江差町事業継続支援緊急給付金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日に申請のあった江差町事業継続支援緊急給付金について、次のとおり交付決定しましたので、江差町事業継続支援緊急給付金交付要綱第８条の規定に基づき通知します。

記

１　交付決定額　　円

２　交付予定日　　令和　　年　　月　　日

３　支払方法　　申請書に記載の指定口座への振込

（産業振興課　商工係）

様式第４号（第８条関係）

令和　　年　　月　　日

様

江差町長　照井　誉之介

江差町事業継続支援緊急給付金不交付決定通知書

令和　　年　　月　　日に申請のあった江差町事業継続支援緊急給付金について、次のとおり不交付の決定をしましたので、江差町事業継続支援緊急給付金交付要綱第８条の規定に基づき通知します。

記

不交付の理由

（産業振興課　商工係）